

議案第 12 号

野田市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について

野田市印鑑条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年2月28日提出

野田市長 鈴木 有

野田市条例第 号

野田市印鑑条例の一部を改正する条例

野田市印鑑条例（昭和52年野田市条例第39号）の一部を次のように改正する。

第10条第3項中「に行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カード（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第22条第1項の利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る。）」を削り、「必要な事項を入力すること」を「、規則で定める方法」に、「、第1項」を「、同項」に改める。

附 則

この条例は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）第49条の規定の施行の日から施行する。

提案理由

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律による電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律の一部改正に伴い、印鑑登録の証明に関する規定を整備しようとするものである。

参考資料

野田市印鑑条例の一部を改正する条例案新旧対照表

(下線の部分は改正部分)

○ 野田市印鑑条例 (昭和52年野田市条例第39号)

改 正 案	現 行
<p>(印鑑登録の証明)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、印鑑登録者は、自ら本市の電子計算機と電気通信回線で接続された端末機で第1項の証明を行う機能を有するものを使用して、<u>規則で定める方法により、同項の証明を受けることができる。</u></p>	<p>(印鑑登録の証明)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、印鑑登録者は、自ら本市の電子計算機と電気通信回線で接続された端末機で第1項の証明を行う機能を有するものに<u>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項に規定する個人番号カード(電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成14年法律第153号)第22条第1項の利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る。)</u>を使用して必要な事項を入力することにより、第1項の証明を受けることができる。</p>